

改正案	現行
<p>(償還金等の徴収事務の委託)</p> <p>第二条 知事は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定により、次の各号に掲げる者に対する貸付けに係る事務を除き、償還金等の徴収事務の一部を委託することができる。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村、財産区及び<u>法第二百八十四条第一項の規定による地方公共団体の組合</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は、委託を受けた徴収事務の一部について、法第二百四十三条の二第五項の規定により、同項に規定する者に委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(納入の通知)</p> <p>第三条 <u>前条第一項の規定により償還金等の徴収事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、前条第二項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）を經由して、納入通知書により償還金等を納入すべき者に納入の通知をしなければならない。ただし、償還金等を納入すべき者が貸付申請において受託者を經由しなかつたときは、直接その者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>受託者は、指定公金事務取扱者から前項の規定による納入通知書の送付があつたときは、直ちにこれを償還金等を納入すべき者に交付しなければならない。</u></p> <p>(納入)</p> <p>第四条 償還金等を納入すべき者は、納入通知を受けたときは、<u>納付書により受託者又は指定公金事務取扱者にこれを納入しなければならない。</u></p> <p>(収納)</p> <p>第五条 <u>受託者は、償還金等を収納したときは、当該収納金を直ちに指定公金事務取扱者へ送金するとともに、償還金等の内容を示す計算書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者は、償還金等を納入すべき者から直接に償還金等を収納したとき又は前項の規定により受託者から送金を受けたときは、当該収納金を払込兼送付書に納入済通知書を添えて直ちに指定金融機関に払い込むとともに、償還金等の内容を示す計算書を農林水産部団体指導課長を經由して知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(償還金等の徴収事務の委託)</p> <p>第二条 知事は、<u>償還金等の徴収事務について、次の各号に掲げる者に対する貸付けに係る事務を除き、福岡県森林組合連合会及び福岡県木材協同組合連合会並びに別に定める森林組合及び木材協同組合にその一部を委託することができる。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村、財産区及び<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による地方公共団体の組合</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第三条 <u>前条の規定により償還金等の徴収事務の委託を受けた福岡県森林組合連合会及び福岡県木材協同組合連合会（以下「連合会等」という。）は、同条の規定により償還金等の徴収事務の委託を受けた森林組合及び木材協同組合（以下「組合等」という。）を經由して、納入通知書により償還金等を納入すべき者に納入の通知をしなければならない。ただし、償還金等を納入すべき者が貸付申請において組合等を經由しなかつたときは、直接その者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>組合等は、連合会等から前項の規定による納入通知書の送付があつたときは、直ちにこれを償還金等を納入すべき者に交付しなければならない。</u></p> <p>(納入)</p> <p>第四条 償還金等を納入すべき者は、納入通知を受けたときは、<u>納付書により組合等又は連合会等にこれを納入しなければならない。</u></p> <p>(収納)</p> <p>第五条 <u>組合等は、償還金等を収納したときは、当該収納金を直ちに連合会等へ送金するとともに、償還金等の内容を示す計算書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>連合会等は、償還金等を納入すべき者から直接に償還金等を収納したとき又は前項の規定により組合等から送金を受けたときは、当該収納金を払込兼送付書に納入済通知書を添えて直ちに指定金融機関に払い込むとともに、償還金等の内容を示す計算書を農林水産部団体指導課長を經由して知事に提出しなければならない。</u></p>

(督促状の発付)

第六条 **指定公金事務取扱者**は、償還金等について納入期限までに納入しない者があるときは、納入期限後二十日以内に発行の日から起算して十日を経過した日を指定期限として督促状を発付しなければならない。

2 (略)

(林業・木材産業改善資金管理簿)

第七条 **指定公金事務取扱者及び受託者**は、林業・木材産業改善資金管理簿を備え、所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 **指定公金事務取扱者及び受託者**は、前項に規定する林業・

木材産業改善資金管理簿の備付けに代えて当該林業・木材産業改善資金管理簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付けを行うことができる。この場合において、当該**指定公金事務取扱者及び受託者**は、次の各号のいずれかの方法により備付けを行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を**指定公金事務取扱者及び受託者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ())をもつて**調製**する方法

二 林業・木材産業改善資金管理簿に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を**指定公金事務取扱者及び受託者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて**調製**する方法

3 **指定公金事務取扱者及び受託者**は、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(督促状の発付)

第六条 **連合会等**は、償還金等について納入期限までに納入しない者があるときは、納入期限後二十日以内に発行の日から起算して十日を経過した日を指定期限として督促状を発付しなければならない。

2 (略)

(林業・木材産業改善資金管理簿)

第七条 **連合会等及び組合等**は、林業・木材産業改善資金管理簿を備え、所要事項を記載しなければならない。

2 **連合会等及び組合等**は、前項に規定する林業・木材産業改

善資金管理簿の備付けに代えて当該林業・木材産業改善資金管理簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付けを行うことができる。この場合において、当該**連合会等及び組合等**は、次の各号のいずれかの方法により備付けを行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を**連合会等及び組合等**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ())をもつて**調整**する方法

二 林業・木材産業改善資金管理簿に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を**連合会等及び組合等**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて**調整**する方法

3 **連合会等及び組合等**は、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。